



第3期耐震改修促進計画 危険ブロック塀等撤去補助金



補助対象者

- 危険ブロック塀等の所有者
又はその相続人の方
- 所有者や相続人から撤去の
同意を得ている方
- 市税に未納がない方
- 暴力団員等でない方

補助の募集期間

令和7年4月21日（月）午前 8時30分から
令和7年11月28日（金）午後 5時15分まで

※注 先着順、募集期間内でも予算40万円に達した時点で終了になります。

補助の対象となる塀等

- 契約締結前かつ工事着手前に必ず申請すること
- ひび割れ、破損、傾斜している塀等または、建築基準法に適合していない塀等
- コンクリートブロック造、石造、れんが造、組積造の塀等
- 避難路に面していて長さが3メートル以上の塀等であること
- 道路からの高さが1メートル以上の塀等であること
- 桐生市内の業者（建設業許可か解体工事業登録）による工事であること

補助金額

『補助対象経費の2/3以内』または『塀等の長さ1メートル当たり1万円』
のどちらか低い金額で上限8万円

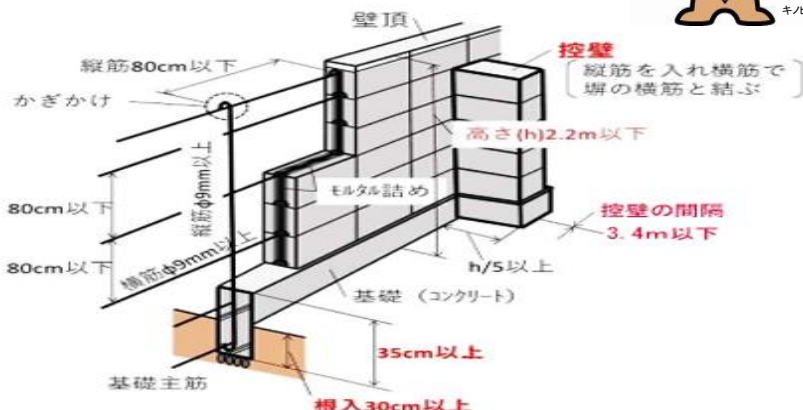
道路の種類

補助対象となる道路

避難路

住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法
第42条で定義される道路
※基本的に第42条第1項は幅が4メートル以上、第2項は市が指定した
幅が4メートル未満の道路です

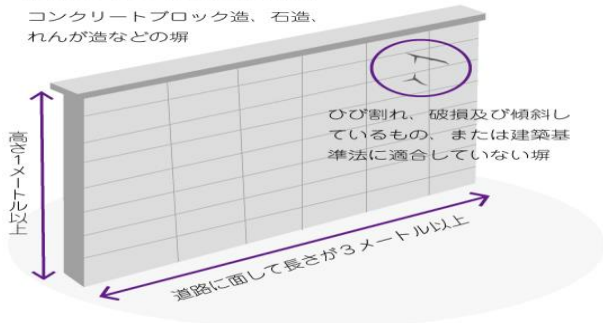
※注 市の他の補助金と重複して利用することは出来ません。



補強コンクリートブロック造のイメージ図

対象となる塀の主な条件

コンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀



補助金交付申請の流れ

- ①交付申請書提出
- ②交付決定通知
- ③契約締結・工事着工→工事完了
- ④完了報告書提出
- ⑤補助金額の確定通知
- ⑥補助金の請求書提出→指定口座へ振込

- ※注1 必ず契約締結かつ工事着工前に交付申請してください。契約締結・工事着工してしまうと補助対象となりません。
- ※注2 交付決定後、30日以内に工事に着手してください。30日を過ぎると交付決定が取り消しとなる場合があります。
- ※注3 工事内容に10%以上の減額変更があった場合や工事を中止する場合は、必ず変更承認申請書（様式第6号）または補助金交付申請取下届（様式第8号）を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※注4 完了報告書の提出は、**工事完了後30日以内**もしくは**令和8年2月27日（金）**までのいずれか早い日までに提出してください。

交付申請に必要な書類

	項目	様式
必須	□補助金交付申請書	様式第2号
	□完納証明書（発行後1か月以内）	任意
	□補助対象事業に要する費用の見積書の写し	任意
	□付近見取図（住宅地図等）	任意
	□撤去する予定の危険ブロック塀等に関する図面	任意
	□撤去する予定の危険ブロック塀等に関する写真	任意
必要に応じて添付	□戸籍謄本や除籍謄本 （相続人が申請する場合に必要で、申請者と所有者との関係がわかるものを添付）	任意
	□紛争等に関する誓約書 （やむを得ない理由で所有者や相続人から同意書が得られない場合）	様式第1号
	□同意書（所有者や相続人から同意を得て行う場合）	様式第3号
	□補助金申請事務代行届（申請を業者などに代行してもらう場合）	様式第4号
	□市長が必要と認める書類	任意

ご注意

- ・ 新たな塀等を築造する場合、建築基準法及びその他関連法令に適合させて下さい。特に建築基準法第42条第2項の道路に面している場合、現状の位置から敷地側への後退が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。
- ・ 本紙に記載されている内容は概要であり、この他にも条件等がありますので、詳しくはホームページ(<https://www.city.kiryu.lg.jp/index.html>)にて要綱をご確認下さい。
- ・ 要綱の規程に違反した場合、補助金の返還を求める場合があります。

問合せ先

桐生市役所 都市整備部 建築指導課 建築指導係
 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号 TEL：0277-48-9032
 FAX：0277-46-2307 Mail：shido@city.kiryu.lg.jp